

## 川崎市税告示第3号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、次により令和8年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、令和8年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和8年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 縦覧の期間

令和8年4月1日から令和8年4月30日まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

### 2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

### 3 縦覧の場所

#### (1) 資産（土地・家屋）の所在する区が川崎区又は幸区の場合

川崎市かわさき市税事務所資産税課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル3階

#### (2) 資産（土地・家屋）の所在する区が中原区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室資産税担当

川崎市中原区小杉町3丁目245番地 中原区役所3階

#### (3) 資産（土地・家屋）の所在する区が高津区又は宮前区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所資産税課

川崎市高津区下作延2丁目7番60号

#### (4) 資産（土地・家屋）の所在する区が多摩区又は麻生区の場合

川崎市しんゆり市税事務所資産税課

川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号 新百合トゥエンティワン5階